尾北民商
8月3日号
尾北民主商工会
TEL 0587-54-0524
FAx 0587-54-1390

消費税10％増税中止！ 民主的税務行政を！ 不公平税制を正せ！

小牧税務署が収支内訳書提出を督促！

小牧税務署は、7月17日付で提出義務のない収支内訳書提出の督促を行ないました。昨年から、右のような「書類の提出について」という文書で、別紙の「回答書」まで同封して送付しています。（今年からは「整理番号」まで付記）

昨年の督促文書では「上記の期限までに書類を提出いただけない場合において（中略）調査を実施する場合があり」との記述があり、民商は「行政指導を逸脱した文書であり削除」を求め、税務署は「検討する」と回答していました。

今回の文書は、こうした記述はないものの、収支内訳書の「添付は義務」とし、一般論ではありますが、わざわざ「税務調査の実施」について言及しています。

納税者を惑わす法定外の文書乱発をやめさせ、税務行政の民主化を求めましょう。

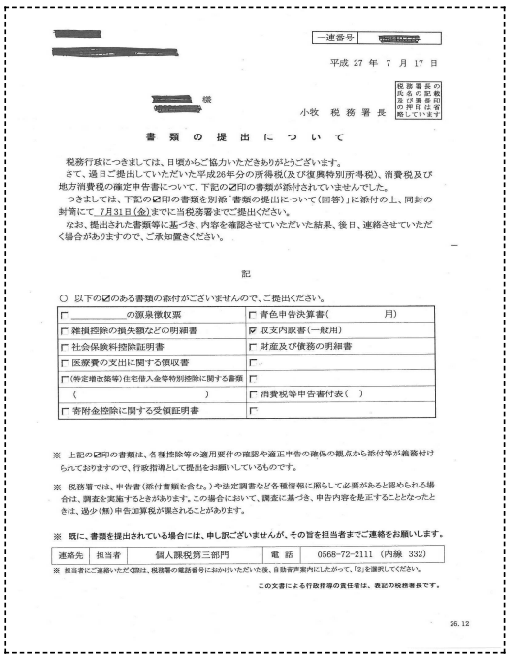

一連番号 [redacted]

平成 27 年 7 月 17 日

[redacted] 様

小牧 税務署長

税務署長の印の記載は、税務代理人の代理権の有無を示すものとしています

書類の提出について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。
さて、過ヨご提出していただいた平成26年分の所得税(及び復興特別所得税)、消費税及び地方消費税の確定申告書について、下記の☑印の書類が添付されていませんでした。
つきましては、下記の☑印の書類を別紙「書類の提出について（回答）」に添付の上、同封の封筒にて、7月31日(金)までに当税務署まで提出ください。
なお、提出された書類等に基づき、内容を確認させていただいた結果、後日、連絡させていただく場合がありますので、ご承知置きください。

記

○ 以下の☑印の書類の添付がございませんので、ご提出ください。

☐ ＿＿＿＿＿の損失復位票	☐ 青色申告決算書（　　月）
☐ 雑損控除の損失額などの明細書	☑ 収支内訳書（一般用）
☐ 社会保険料控除証明書	☐ 財産及び債務の明細書
☐ 医療費の支出に関する領収書	☐
☐（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に関する書類	☐
（　　）	☐ 消費税等申告書付表（　）
☐ 寄附金控除に関する受領証明書	☐

※ 上記の☑印の書類は、各種控除等の適用要件の確認や適正申告の確保の観点から添付等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。

※ 税務署では、申告書（添付書類を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施することがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を担当者までご連絡をお願いします。

連絡先	担当者	個人課税第三部門	電話	0568-72-2111（内線 332）

※ 担当者にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、(2)を選択してください。

この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

26.12

「収支内訳書」は提出しなくても罰則はありません

「収支内訳書」にどう応えるかは納税者本人が決めることです。提出しなくても罰則はありません。第101国会・衆参大蔵委員会は「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」という付帯決議を行なっています。（衆院1984年3月28日・参院31日）

また「収支内訳書」の提出を迫った事件で、国税庁は「収支内訳書の未提出をもって、あたかも税額控除が受けられないかのごとく間違った文書を送付した。今後こういうことがないように万全の指導に努めてまいりたい」と答弁しています。（第161国会・衆院財務金融委員会）

税務署は提出された「収支内訳書」の内容を、所得税ばかりでなく、消費税の納税金額の根拠や課税業者かどうかの判定材料として重視しています。消費税調査のための売上把握に流用することは許されません。

国税庁は最近の交渉でも、「収支内訳書」が未提出でも「確定申告は有効」「不利益を与えない」との見解を示しています。

９月１日（火）「収支内訳書」督促文書を返します

小牧税務署請願行動への参加を！

日時　9月1日（火）　午前 10時 開会

会場　小牧ラピオ4階（多目的室）

「収支内訳書」提出の督促文書を返還する行動と合わせ、小牧税務署長あての請願を提出します。当日は、午前10時に短時間の集会を開催したのち、小牧税務署までデモ行進を行ないます。

まだまだ、残暑が厳しい時期とは思いますが、この行動へ参加することで、納税者としての権利を守ります。税務行政の民主化を求め、これまで以上の参加者で成功させましょう。

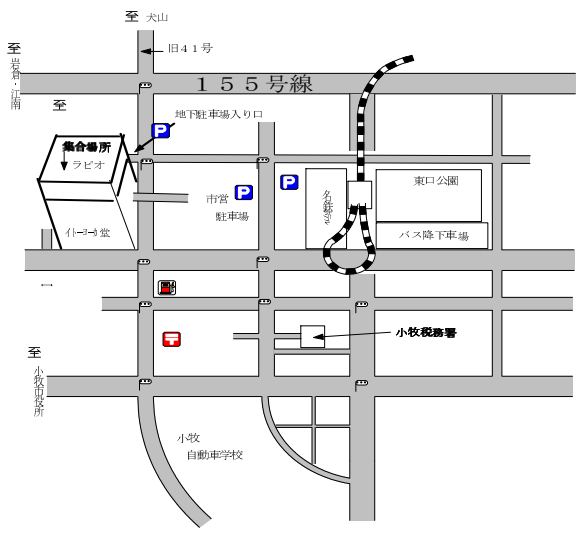

＜案内地図＞